

平成29年11月8日

募集要項に関する質疑（第1回）への回答

件名	枚方市駅周辺再整備基本計画アドバイザー募集	
番号	質疑事項	回答
1	基本計画アドバイザーについて 基本計画アドバイザーに選定されたことが、後の事業者募集の際の欠格事由に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	欠格事由には該当しません。
2	P. 3の実績用件に関して 市街地再開発事業等の業務代行者として実績を有すること、とありますが、PFI手法による代表企業としての実績を有していれば、要件を満たしていると判断いただけると考えてよろしいでしょうか。	実績用件に関しては、鉄道駅の周辺地区において、面整備を伴うPPP・PFI手法による代表企業としての実績は要件を満たしているとします。
3	P. 3の実績用件に関して 市街地再開発事業等の業務代行者として実績を有すること、とありますが、特定建築者としての実績を有していれば、要件を満たしていると判断いただけると考えてよろしいでしょうか。	特定建築者としての実績を有している場合については、実績要件を満たしていないとします。
4	P 8 2. 提案書 提案書の補助資料は数枚となっていますが、枚数の制限はありますか	提案書の補助資料について、特に制限はありませんが、最大5枚程度を目安としてください。
5	P 9 4. (2) 参考資料 「枚方市駅周辺再整備の取組みについて」に記載のある合同庁舎について、現在想定されている規模を教えてください。	新庁舎の規模については、現在検討中であり、基本計画策定の中で示していく予定です。なお、現在、Aエリア内の本市庁舎の建物面積は、約21,000㎡です。

6	P10 4. (4)再整備のスケジュールについて スケジュールについて、A・Bエリアは同様のスケジュールで進むことが想定されているのですか。	再整備は、連鎖的なまちづくりとして進めていくものですが、スケジュールについては、コスト等を踏まえて、基本計画策定の検討の中で明らかにしていく予定です。
7	P11 2. 企画提案会（ヒアリング）の開催 企画提案会では他グループの傍聴は可能ですか。	企画提案会では、提案者が他のグループの傍聴を行うことはできません。
8	P11 2. 企画提案会（ヒアリング）の開催 企画提案会では提出書類とは別にプレゼンテーション用の資料が必要でしょうか。	企画提案会用の資料を提案書等とは別に用意する必要はありません。また、提案書等の内容を説明するにあたり、別資料を使用いただくことも可能です。
9	P16 基本計画の検討における助言及び提案に関する協定書（案） 協定書（案）第3条で、基本計画アドバイザーの役割は本検討の協議における助言及び提案とありますが、会議に参加して意見を述べる程度のことを想定されていますか、それとも計画案やパース作成等の実作業を伴うものなのでしょうか。	基本計画アドバイザーとは、本市とアドバイザーによる2者でのヒアリングに参加して対話をするものです。計画案やパース作成等の実作業を伴うものではありません。
10	P5 (3) 参加表明書の受付について 参加表明を提出している2つ以上の事業者が、共同で応募することは可能ですか。	参加表明を提出している2つ以上の事業者が、共同で1つの提案を応募することは可能です。
11	P20 応募申込書について 応募者の「代表者」とは代表権を持つ者である必要がありますか。	応募者の「代表者」が、代表権を持つ者である必要はありません。
12	地下工事が不可能なエリアがあれば範囲を教えてください。 また、それに関して開示できるデータがあれば開示願います。	提案の対象範囲には、既存の建物や地下埋設物、既都市計画がありますが、地下空間の活用については、可能として提案をして下さい。 都市計画変更の提案も含めて可能としています。

13	<p>(様式3) 応募申込書、(様式4-1) 構成事業者、及び(別紙)協定書(案)における「代表者」は、アドバイザーを担当する部門長でもよろしいでしょうか。</p> <p>また、各様式の代表者は同じでなければなりませんか。</p>	<p>(様式3) 応募申込書、(様式4-1) 構成事業者の代表者については、任意で構いませんが、同一者として下さい。</p> <p>(別紙)協定書(案)については、組織の代表者(支店長、支社長等を想定)として下さい。</p>
14	<p>P. 3、第2(3) 実績要件の「業務代行者」について、市街地再開発事業以外で該当する事業をご教示願います。</p>	<p>P. 3、第2(3) 実績要件の「業務代行者」については、市街地再開発事業以外では土地区画整理事業が該当する事業です。また、番号2のとおり、鉄道駅の周辺地区において、面整備を伴うPPP・PFI手法の代表企業の実績も該当するものです。</p>
15	<p>P. 3、第2(3) 実績要件の「業務代行者」について、過去10年間に開始または完了した事業を実績と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>過去10年間に完了した事業を実績とします。</p>
16	<p>P. 6(7) 提案審査結果の通知の「提案書の公表」について、公表される提案書の範囲は、本編+補助資料と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本市ホームページ上にて、選定された応募者について、様式6の提案書のみを公表します。補助資料は公表しません。</p>
17	<p>P. 22 (様式4-2) 体制及び役割分担について、1社提案の場合、「・代表事業者、構成事業者の役割、業務分担、連携内容」の記載は必要なしと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。1社の場合は、同社内での体制及び各部門・部門における役割分担を記載下さい。</p>
18	<p>P. 22 (様式4-2) 体制及び役割分担の「・責任の明確性、適切性」について、具体的な提案内容についてご教示願います。</p>	<p>各役割分担の根拠となる事柄をお書き下さい。</p>

枚方市 市駅周辺等活性化推進部

電話番号：072-841-1364

メールアドレス：shieki-adv@city.hirakata.osaka.jp